

# 会費規程

平成31年4月25日 制定

## (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人東京国際金融機構（以下「当法人」という。）の定款第8条第1項の規定に基づき、会費の納入に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## (会費)

第2条 会員は、その種別に応じて、次の年会費を納入しなければならない。

- (1) 正会員 300万円/一口
- (2) 賛助会員 100万円/一口
- (3) 新興企業会員 10万円/一口
- (4) 特別会員 なし

## (会費の納期)

第3条 会員は、入会の承認を受けた日（以下「入会承認日」という。）の属する月の翌月末日までに、次の区分に従い、初年度の会費を納付しなければならない。翌年度以降の会費については、当法人の事業年度末日の翌月末日までに、年会費の全額を納付するものとする。なお、次の区分において、上半期とは、4月1日から9月30日までの期間をいい、下半期とは10月1日から翌年3月31日までの期間をいう。

- (1) 入会承認日が当法人の事業年度の上半期に属する場合  
年会費の全額
  - (2) 入会承認日が当法人の事業年度の下半期に属する場合  
年会費の2分の1の金額
- 2 会員種別の変更があった場合、当該会員の年会費は、次のとおり取り扱う。
- (1) 会員種別の変更の承認を受けた日を基準に、前項の区分に従って、変更後の会員種別に係る年会費から、変更前の会員種別として納入済みの年会費を控除した額を支払う。
  - (2) 前号の金員につき、会員種別の変更が効力を生じた日の翌月末日までに支払うものとする。
- 3 当法人は、納入済みの年会費について、いかなる事由があっても返還しない。

(細 則)

第4条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、代表理事が別に定める。

(改 廃)

第5条 この規程の改廃は、社員総会の決議により行う。

附 則

この規程は、当法人の設立の登記の日（平成31年4月1日）から施行する。